

香南市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応要綱実施マニュアル

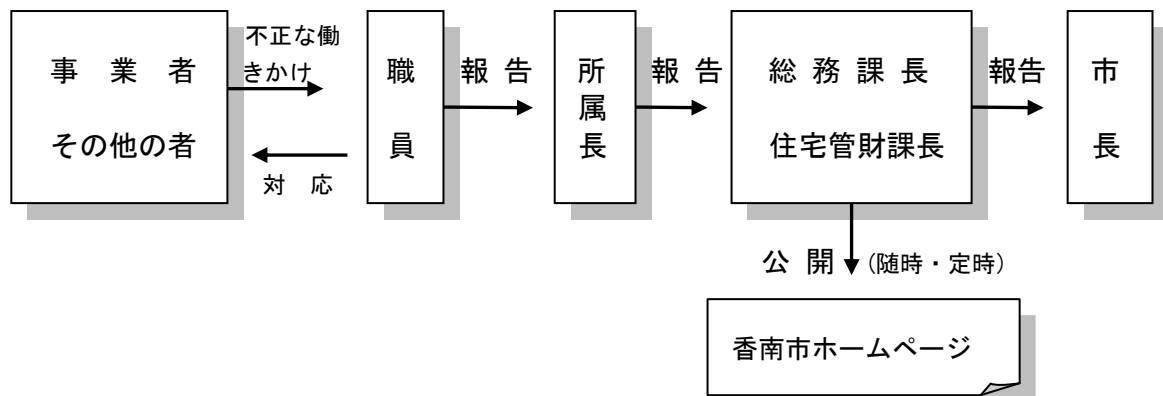
平成28年12月12日

平成18年12月に「入札談合関与行為防止法」が「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）」に改正され、それまでになかった発注機関職員に対する刑罰規定（5年以下の懲役又は250万円以下の罰金）の創設と、入札談合等関与行為の範囲の拡大等がなされました。したがって、発注機関職員が談合を行うことを唆すことや予定価格等の秘密情報を漏洩するほか、特定の者に落札させるよう落札予定者を指名すること等が処罰の対象となっています。

また、平成19年6月に国土交通省から出された「水門設備工事に係る入札談合等に関する調査報告書」において「職員が入札契約に関連して、退職者あるいは企業関係者から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、直ちに所属長に報告させるとともに、その概要を記録し、働きかけの内容及びそれに対する対応を公表する。」ことが明記されています。

香南市では、入札及び契約事務の透明性、公平性及び公正性の一層の向上を図ることを目的とし、職員の公正な職務執行を損なう恐れのある不正な働きかけを記録し、公表する制度を設けるとともに、職員自身が入札談合等関与行為のひとつである「発注に係る秘密情報の漏洩」に関与することのないよう、職員が不正な働きかけを受けた場合の取扱いについて、香南市入札及び契約事務に係る不正な働きかけへの対応要綱（平成27年香南市訓令第13号。以下「訓令」という。）を制定し、その実施についてのマニュアルを作成しました。

対応フロー図



1 「入札及び契約事務に係る」とはどのような業務か

「入札及び契約事務」とは、工事担当課、発注課等の所管を問わず、市が発注する工事の請負、業務の委託及び物品の購入等にかかる入札・契約及びこれらに関連する業務全般をいい、指定管理者やアウトソーシングの相手先の選定業務等も含まれます。

また、入札とは、競争入札、随意契約による見積り、せり売り等を含み、契約については、契約書の作成の有無を問いません。

なお、本訓令で報告・公開等を規定しているのは入札及び契約事務に係るものであり、その他の一般的な業務に対する要望や提案、苦情等は含まれません。

2 不正な働きかけの相手方の範囲は

「不正な働きかけの相手方」は、事業者（法人、共同企業体、組合その他の団体及び事業を行う個人をいう。）、国会議員、地方議会議員、自治体の長、行政機関の現・元職員等すべてを含みます。

3 どのようなことが不正な働きかけになるのか

「不正な働きかけ」とは、次のような行為が該当しますが、以下の例はあくまでも一例にすぎません。「不正な働きかけ」に該当するか否か不明なときは、所属長と協議のうえ、疑義のあるときは住宅管財課に相談して下さい。

- (1) 特定業者の一般又は指名競争入札参加又は不参加に関する要求行為
 - ・ 特定の業者が入札に参加できるよう又はできないよう、分割発注の実施や発注方法の変更、発注基準の変更等を行うよう要求する行為
 - ・ 特定の業者が入札に参加できるよう又はできないよう、参加資格要件の内容について不当に便宜を図るよう又は不利になるよう要求する行為
- (2) 特定業者の受注又は非受注に関する要求行為
 - ・ 特定の業者と随意契約できるよう又はできないよう、発注方法の変更等を行うよう要求する行為
- (3) 公表前における予定価格、最低制限価格、設計金額又は見積金額等に関する情報要求行為
 - ・ 特定の入札者から公表前の予定価格又は最低制限価格を教示するよう要求する行為
 - ・ 特定の入札者から公表前の予定価格又は最低制限価格が推測できる設計金額や見積金額を教示するよう要求する行為

※ 非公表又は公表前における予定価格等の教示は、職員による入札等の妨害（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律第8条）又は競争入札妨害（刑法96条の3第1項）に抵触するおそれがあります。

- (4) 公表前における入札参加者に関する情報要求行為
 - ・ 入札参加者名を公開前に教示するよう要求する行為
 - ・ 特定の事業者等が入札に参加しているか否かを教示するよう要求する行為
 - ・ 入札参加者に関する情報（所在地等）を教示するよう要求する行為
 - ・ 入札参加者数又は共同企業体の組み合わせ等について教示するよう要求する行為

- (5) その他特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのある情報聴取及び要求行為
 - ・ 秘密とされている情報や資料を、特定の者に対して漏洩するよう要求する行為
 - ・ 入札に先立って提出される技術提案書等の資料に関し、提出前に意見、確認又は受領等を要求する行為（正式な手続きによるものを除く。）
 - ・ 下請事業者の選定に関して、元請事業者に対する不正な働きかけを要求する行為
 - ・ 物品納入に係る業者選定等に関して、元請事業者に対する不正な働きかけを要求する行為
 - ・ 変更協議において、不当な便宜を図ることを要求する行為
 - ・ 特定の事業者等の製品のみが適合する仕様書を作成するよう要求する行為

4 対象としない不正な働きかけとは

次のような行為は、「不正な働きかけ」の対象となりません。

- (1) 陳情書、要望書等書面によるもので、特定の者への便宜、利益又は不利益の誘導につながるおそれのないもの
個別具体の契約に関するものではない、公共工事等の発注全般又は全体の方針等に対する陳情、政策提言、意見等については、書面によるものではなくても該当しません。

- (2) 不特定多数の者が傍聴できる公開の場（市議会、審議会、公聴会等）で行われたもの

- (3) 通常の営業行為の範囲であることが明らかなもの
個別具体の契約に関するものであっても、発注が予定されている工事への指名の依頼等については、発注方法の変更や発注基準の引き下げ等の要求を伴わない場合は、通常の営業活動の範囲であり、不正な働きかけの対象とはなりません。

- (4) 単に事実又は手続の確認であることが明らかなもの
悪意（違法性の認識）がない質問、単なる事実又は手続の確認であることが明らかなものについては、公正な職務の執行を損なうおそれがないため、不正な働きかけには該当しません。
※職員が相手方に対して「不正な働きかけ」に該当すること（又はおそれがあること）を伝えたことにより、相手方が「不正な働きかけ」に該当することに気づいて了解し、発言等を取り消した場合は、不正な働きかけの報告対象とはしません。

5 不正な働きかけに該当すると思われる行為があった場合の対応は

(1) 事業者等に対する対応

職員は、事業者等から「不正な働きかけ」に該当すると思われる行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該不正な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えなければなりません。

ただし、「不正な働きかけ」が行われた状況や方法によっては、事業者等に伝えることが不可能な場合もあり、例えば、「不正な働きかけ」について一方的に要求しただけで、職員の説明も聞かずに立ち去る場合等は、伝えることができないと考えられ、必ずしも伝えることを義務付けているものではありません。

(2) 職員、所属長の対応

職員は、「不正な働きかけ」と思われる行為を受けた場合は、単独で対応せず、可能な限り複数で対応するよう努め、速やかに所属長に報告するとともに、その後の対応について、指示を受けることとします。

「不正な働きかけ」に対して、組織として受け止め、組織として対応する必要があります。

(3) 報告書の作成

職員は、「不正な働きかけ」に該当する行為を受けたときは、速やかに不正な働きかけ対応報告書（様式1）に記録し、所属長、住宅管財課長及び総務課長を経由して、市長に報告することとしています。

また、報告書は、事実に基づき正確に記録し、個人情報、法人又は個人の権利や評価を害するおそれがある情報については、特に慎重に取り扱う必要があります。

(4) 「不正な働きかけ」の内容の公表

住宅管財課は、報告があった場合は、契約業務の適正な執行及び職員の円滑な事務執行を確保するため、不正な働きかけの内容及び対応状況等について、随時又は定期的に公表することとします。

6 不当要求行為との関連は

単に公表前の入札及び契約事務に係る秘密情報を教えてほしいと言われた場合等は、不正な働きかけには該当しますが不当要求行為には該当しません。ただし、断ったにもかかわらず執拗に聞き出そうとするなど、暴行、脅迫、困惑行為等の違法又は不当な手段により不正な働きかけを迫られた場合は、不当要求行為にも該当しますので、その場合は、本マニュアルに加え、「香南市不当要求行為対応マニュアル(平成18年香南市訓令第4号)」により対応して下さい。

様式 1

不正な働きかけ対応報告書

市長	副市長	総務課長	住宅管財課長	課長	課長補佐	係長	作成者
受付日時	年 月 日 時 分 ～ 時 分						
受付方法及び場所	<input type="checkbox"/> 面談（場所： ） <input type="checkbox"/> 電話（場所： ） <input type="checkbox"/> その他（ ）						
相手方	住所 氏名等						
対応職員	所属 職 職 職 氏名 氏名 氏名						
不正な働きかけの内容	件名						
対応方針							
対応結果							

年 月 日 所属長等に報告